

2007年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：公法（行政法）

次に引用する最高裁判決の一節を読んで、下記の問い合わせ①～③（下線部分）に答えよ。

「地方公務員法28条所定の分限制度は、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から同条に定めるような処分権限を任命権者に認めるとともに、他方、公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定したものである。分限制度の右のような趣旨・目的に照らし、かつ、同条に掲げる処分事由が被処分者の行動、態度、性格、状態等に関する一定の評価を内容として定められていることを考慮するときは、同条に基づく分限処分については、任命権者にある程度の裁量権は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、[中略]のときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。[中略]これを同法28条1項3号所定の処分事由についてみると、同号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは[中略]。そしてこの場合、ひとしく適格性の有無の判断であつても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは[中略]差異がある」（以下省略）

①本件は、公立小学校の校長が、教育委員会から、地方公務員法28条に基づき、公立学校教員教諭に降任する旨の分限処分を受けた事案である。判旨は、「任命権者にある程度の裁量権は認められる」としているが、行政庁の「裁量権」とは何か。また、分限処分について、どのような点（事項）に「裁量権」が認められるとされているか。

②そのような「裁量権」が処分庁である教育委員会に認められるのは、どのような理由によるものと考えられるか。同条が、教育委員会に裁量権を認める実質的な理由と考えられるものをあげよ。

③裁判所は、行政庁の「裁量権」の行使による判断について、どのような統制を行うことができるか。本判旨を参考にしつつ、一般論を述べよ。